

人道的危機への非暴力的介入

——日本国憲法とNGO——

君島東彦

立命館大学国際関係学部で君島と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。シーゲル先生とあるところで出会って、『九・一一
事件以降の世界における公平と平和を求めて——日本とオーストラ
リアのためのオルターナティブを構想して——』という南山大学
とオーストラリアの大学とのプロジェクトを紹介していただきまし
た。そして、一度しゃべれということ、きょうお話しさせていた
だくことになりました。光栄に思います。

寺島さんも巻き込んでしまいました。寺島さんと私は考え方に
かなり近いところがありますので、寺島さんの話に関連づけて私の
考えていることを少し申し上げたいと思います。

レジュメをつくる時間がなくて、ここ一年くらいの間に私が書いた論文を幾つか束ねてありますので、それをご覧ください。それと
もう一つ、『平和・人権・NGO』という本が一年くらい前に新評論
という出版社から出たのですが、その中の第一章「平和をつくる
主体としてのNGO」を私が書いております。その部分の抜き刷り
をお配りしました。これらの拙稿を読んでもいただくと、私の考え

ていることはだいたいわかっていただけると思っています。きょうはこ
れらとあまり重複しないように、いま私が考えていることをお話し
します。みなさんのご意見をうかがえたら幸いです。

まず前置きですが、寺島さんの報告の中で出てきた論点の一つ
に、「マルチチュード」というものがあります。これについては私
もずっと考えています。ネグリは「世界を変革する主体はマルチ
チュードだ」という言い方をしている。これは何なのかということ
がずっと議論になつていてと思います。われわれにとつては聞き慣
れない言葉ですが、イタリアのアナキズムの研究者に言わせると、
イタリア人はずっと使ってきたと言います。

みなさん網野善彦をご存じだと思います。日本中世史を専門とす
る歴史学者、網野善彦がこだわった言葉は「百姓」です。彼は民衆
と言わずに「百姓」という言い方にこだわりました。百の姓、いろ
いろな人という意味です。日本で姓がないのは天皇家だけです。百
姓というのは決して農民という意味ではない。私は、網野善彦が百
姓と言ったものがマルチチュードだと思います。人民とか民衆と言

うと、すべての差異が消えてしまつて、のつぺりしてくる。百姓とはいろいろに違う民衆なのです。ネグリは人民とか労働者階級という言い方をしないで、マルチチュードと言うわけです。たぶん違いが重要で、それが主体なのだと言いたいのだと思います。最近、網野善彦を読んで、あの人が百姓という言い方にこだわったこととネグリのマルチチュードはつながるのではないかと思いました。

それはさておき、私は立命館大学国際関係学部で憲法の講義を担当しております。わたし自身は、大学院法学研究科で憲法を専攻しました。日本国憲法を勉強していると、平和主義の問題を考えざるをえません。平和主義の問題を考えていくうちに、だんだん自分の関心が広がっていったというか、重点が移動してきたという感じで、いまでは平和学もかなり勉強しております。日本国憲法の平和主義の影響が大きいので、日本では平和問題というところに憲法問題になつてしましますが、憲法問題は平和問題のほんの一部です。日本国憲法の平和主義を本当に実現しようとするならば、憲法学だけではすみません。平和学、国際政治学、国際関係論などの領域に踏み込まずに日本国憲法の平和主義を活かすことはできないと思います。私は大学院国際関係研究科でゼミを持っていますが、大学院のわたしのゼミに所属している院生はみな平和学のテーマを研究しています。

日本国憲法の平和主義を活かすことを考えていくうちに、私はNGO活動に出会いました。憲法の平和主義から始まつて、平和学、それにNGOの理論と実践へと関心と活動が広がってきたのが、過

去一〇年くらい私の経験です。学会でいえば、日本平和学会に行くことが多いですし、いま私はNGO活動に深く関わっています。ですから、憲法学、平和学、NGO研究が私の専門なのです。

ご存じのとおり、憲法は大きく分けると人権保障の部分と政府の組織の部分の二つの部分からできていますから、憲法論とは人権論プラス統治機構論です。でも同時に、憲法論は正義論だというのが最近の私の意見です。日本国憲法九条に、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という表現が出てきますが、もつと広い意味で、憲法は正義論だと思います。

正義論というと誰でも連想するのが、二〇世紀後半を代表する成果、ジョン・ロールズの『正義論』です。ジョン・ロールズの『正義論』は右からも左からも批判されていますが、私はやはり相当な成果だと最近痛感しています。あれは半分以上が憲法論です。日本の憲法研究者でも『ロールズの憲法哲学』という本を出している人がいますが、それは当然で、『正義論』をよく読んでいくと、あれはまさに憲法論なのです。例えば、ロールズは「格差原理」ということを言います。社会権を基礎づけるような、社会の中でもっとも恵まれない人たちのための政治的配置を必要とするという『正義論』は、まさに社会権論です。アメリカ憲法には社会権がありませんから、ロールズの「格差原理」はなおさら重要です。

憲法は基本的に主権国家の単位でできますから、正義論を語るときには主権国家の中の正義論を議論するわけです。しかし同時に、地球的正義論が必要だと思います。伝統的な国際政治学の考え方で

いえば、国際関係をつかさどるものはリアリズムの勢力均衡論（フランス・オブ・パワー）ですから、国際社会においては正義論の側面は非常に希薄になります。むしろ、国際関係に正義など持ち込まないのがリアリズムの知恵だった。

きょうの資料に「国際社会における正義と憲法」という私の論文があります（『私たちの21世紀』三九号、アジア女性資料センター、二〇〇四年、七二―七六頁）。その中でアメリカのソ連大使で冷戦の立て役者だったジョージ・ケナンの文章を引用していますが、E・H・カーやジョージ・ケナンなどは、国際関係に倫理や正義を持ち込むことを批判したわけです。一九二〇年代の国際関係にはまだ理想主義の要素が強くて、その時代の国際法は面白いですが、第二次大戦後はリアリズムが基調になります。ジョージ・ケナンの発想がそうですが、法律家的、道徳的な発想はやめよというのが国際関係論の基調になります。ですから、正義論的な要素はあまりなかったわけです。国際関係は極力、没価値的に考える。価値を持ち込んではいけないという考え方でした。

しかし、いまや国際関係論の世界でも地球的正義論（グローバル・ジャスティス）の議論が盛んになっています。冷戦というのはイデオロギーの対立でしたから、そこに価値の要素が入ってはいませんでした。それはおいておくとしても、以前は国際関係を語るときにあまり正義論という議論はしなかったと思います。私は、一九九〇年代以降、国際関係における倫理的側面や正義論の側面の新たな展開を顕著に感じます。地球的正義とは何なのかという議論が、哲学の

世界でも国際政治学の世界でもなされています。私はこの傾向を歓迎します。地球的正義論は必要だと思います。憲法論は正義論ですが、そのバックグラウンドとして、あるいはそれとパラレルなものとして、地球的正義論を考えないわけにはいかならないと思っています。それと日本国憲法の正義論との関係を考えるということになります。

いま日本国憲法改正論が非常に盛んです。いまの憲法改正論の中では「国のかたち」論というのがやはり言葉です。「国のかたち」という言い方は司馬遼太郎に由来しますが、ある憲法学者が「憲法は国のかたちだ」と言いました。私は、「国のかたち」論を議論する前に、「地球社会のかたち」論がなければいけないと思っています。「地球社会のかたち」論ぬきで、「国のかたち」論は議論できないだろうというのが、私の意見です。日本国憲法の正義論を議論するに当たって、地球的正義論が必要です。

きょうは前文と九条の条文をお配りしたので、それをご覧ください。日本国憲法の平和主義と言ったときに、九条にまず目が行きますが、九条だけを孤立して取り出してもきちんとした理解にはなりません。前文と九条をセットで見する必要があります。それは憲法の制定過程から言ってもそうです。起草過程でいろいろなバージョンができましたが、ある時期には九条の内容は前文に入っていました。前文では駄目だ、やっぱり独立させなければいけないと言って、一条になったこともあります。マッカーサー草案では八条になりました。ですから、位置づけからしても、最初から九条と前

文の内容はセットで考えられていたわけで、最終的に前文から独立して九条という形になった。

憲法学で言うと、前文は裁判で使えるかどうかという議論があります。意見は完全に分かれず。前文は理念を語ったところであって、裁判官を拘束しないという議論があります。条文になれば基本的に裁判官を拘束します。前文に書いてあることは理念であって、参考にはするが具体的な裁判の基準にはならないという考え方があり、いやなるのだという考え方があり、それが争っている状態です。前文から独立して九条になったということは、法規範の規範性が高まったと言うことができます。条文になったということは、単なる理念ではなく、まさに裁判官がこれに拘束されるということです。

逆に、九条は条文ではあるけれども法規範性、法規範としての拘束力は弱いと考えるのが伊藤正己氏です。東大法学部教授から最高裁の裁判官をなさった伊藤正己氏は、九条は政治規範であって法規範ではないと言います。九条が法規範でないとすると、それは裁判官を拘束せず、九条は裁判で使えないということになります。

そういう問題もありますが、ここではそれは横において、前文と九条をセットで見てみましょう。一番大事なのは、前文の第二段落以下です。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、

平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

私は、ここからいろいろなことが読み取れると思います。この部分を比較的早い時期に的確に読んだのは、丸山眞男です。丸山の「憲法第九条をめぐる若干の考察」という論文があります。これは最初に月刊誌『世界』（岩波書店）一九六五年六月号に掲載されたもので、『後衛の位置から』という未来社の本に入っていて、もちろん岩波から出た著作集に入っていますが、ある研究会での報告をまとめたものです。あの中ではつきり言っています。

憲法の前文の考え方は全然スタティックではなくて、第二段落の「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と務めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」というところからして、極めてダイナミックなものであって、日本がそういう努力をすることによって安全が保障されるのだ。決

して受け身でもないし、他国依存でもないのだと。丸山はその論文では「努力をする主体」として政府と市民の区別をしていません。丸山の論文では、努力をする主体は政府だと読めます。私は憲法前文から日本の市民の行動を読みたいと思います。いずれにしても、専制と隷従、圧迫と偏狭をなくす国際社会をつくっていくために努力すると言っている。そこに日本の安全があるというのが丸山の言い方でした。

私はそのとおりだと思います。ここで言っているのは、公正な国際社会、あるいは公正な世界秩序をつくっていくことに日本の政府も市民も努力するという趣旨だと思います。私は、前文の第二段落の中には明らかに一定の世界秩序観、国際社会観があると思います。正義になかった公正な世界秩序、国際社会を指し、その国際社会の基礎として、全世界の people が平和のうちに生存する権利がある。これを中核として、それを実現するような公正な世界秩序、国際社会を指している。それに対して、Japanese people は自分自身で、あるいはガバメントを通じて努力することになると思っています。それがはつきり読み取れると思います。憲法学者は「国際協調主義」という言い方をしますが、そのとおり、日本国憲法の立場は国際主義です。そして日本国憲法前文には地球的正義論が含まれていると思います。

憲法前文のもう一つのポイントは、国家や政府ではなくて people が主語だということです。ガバメントは people の信託だと言っています。前文から読み取れるのは、people の主体性です。日本国

憲法は、主権についても人権についても、people という言葉を全部「国民」と訳しましたが、これは誤訳です。ここで言っている people というのは、国籍があるかないかという問題とは別の概念です。people を何と訳すかは難しいと思います。「人民」と訳すと、人民という日本語のイメージ、先入観に影響されてしまいます。私は場合によっては「人々」と訳したりします。花崎皋平さんという北大を途中で辞めた在野の哲学者がいますが、あの人はカタカナで「ピープル」と書いています。カタカナで書くのもまた何か変ですが、「ピープル」と彼は言います。いずれにしても、people の主体性を実現するときのルートとして NGO が出てきます。もちろん、people が主権者として、政府、国家をコントロールするという側面も当然あります。ですから、people は二つの途を通じて平和をつくる主体になる。一つは、主権者、有権者として議会を動かし、政府を動かしていく側面。もう一つは、people が政府を経由しないで自分自身で活動する側面。これは NGO 活動となります。

小泉首相は前文だけ読んで、あるいは自衛隊は九条に違反しないと考えるから、自衛隊を海外に派遣するのでしょうか、いまの自衛隊が九条二項に違反しないというのは、私はちょっと信じられない。ここは依然として大問題です。憲法学者の間でも、自衛隊あるいは必要最小限度の自衛力は九条二項に違反しないという見解は少数ながら有力なものですから、おそらくそういう考え方もあり得るでしょう。「戦力を保持しない」と言ったときに、どのレベルまでならば戦力にあたらず九条二項に違反しないのかわかりませんが、九

条二項に違反しないある種の必要最小限度の自衛力はあり得るかもしれない。私はその考え方をとりませんが、そのように考える人がいても、それはあり得るだろうという気がします。軍事的な手段によつて国際秩序や国際社会をつくることは、日本国憲法の方向性ではない、と私は考えています。しかし、もちろんそれは何もしないということの意味するわけではなく、日本の政府や市民は非軍事的な手段によつて、前文の第二段落が言っているような国際社会、世界秩序をつくるために努力する責務があると思います。

いま日本国憲法の平和主義について考えるにあつて、平和学の成果、認識に照らして日本国憲法を読む必要があると私は考えています。平和学の認識を得たあとで日本国憲法を読んでわかることは、日本国憲法前文と平和学の主張は響きあうということです。平和学では平和を直接的暴力と構造的暴力の克服として捉えますが、日本国憲法が考える平和もそれと同じことです。構造的暴力というのは一九六九年のガルトウングの論文で出てきた概念ですから、日本国憲法ができた一九四六年には構造的暴力という概念はまだありません。しかし、その概念を知つたうえで、もう一度日本国憲法を読んでみると、日本国憲法の前文が言っていることは、国際社会は構造的暴力を克服しようとする努力しているということだと思えます。九条が言っているのは直接的暴力の克服です。

ガルトウングの話を少しします。平和とは戦争がない状態だというのは、みんなそう思うわけです。ガルトウングは一九六九年に論文を書いて、平和を暴力から定義し直したわけです。平和とは暴力

がない状態である。暴力を克服した状態が平和である。暴力には二つあつて、一つは戦争とか、人を殴る蹴るという直接的、物理的暴力である。もう一つは構造的暴力である。構造的暴力とは何かと言ふと、実は定義が難しく、不正義は何でもそこに入つてしまふことです。ですから、批判する人もいます。

一九六〇年代に国際平和研究会という学会ができて、二年ごとに世界各地で大会を開いています。一九六八年の大会のときに、ダスグプタというインドの人がガルトウングに影響を与える報告をしました。彼の報告は「Peacelessness and Maldvelopment」というものでした。peacelessnessという言葉は、日本ではいろいろな訳し方をしますが、たぶん「非平和」と訳すのがいいだろうと思います。「平和ならざる」という意味です。maldvelopmentというのは間違つた開発、欠陥のある開発、不良開発とかいろいろな言い方をしますが、net-というのは不良とか、よくないという意味です。彼は「先進国に住んでいる人たちにとつては、戦争がなければ確かに平和だろう。でも、途上国は違う。インドでは、餓死だったり、飢饉だったり、あるいは政治的な弾圧だったり、さまざまな理由で戦争がなくともおびただしい数の人が死んでいく。この死を止めなければいけない。戦争ではない理由でたくさんの方が死んでいくことを止めることも平和学の大きな課題だ」と言つたわけです。

これは決定的な指摘で、そのとおりだろうと思います。北の世界では戦争がなければ比較的平和になるのですが、そもそも戦争がなくとも平和を達成できない地域がある。だから、その地域の問題を

考えなければいけないのだということを言った。翌年、ガルトゥングはこの主張を受けて、平和の概念を拡大・再定義して、構造的暴力という言い出しをわけてくれた。

ですから、構造的暴力は北の世界では比較的改善されている問題なのです。構造的暴力の問題は他にもいろいろな言い方ができると思います。憲法学の言葉で言えば、構造的暴力と言われている問題は全部人権侵害、人権保障の問題ですし、あるいは民主主義の不足という言い方もできます。平和学では、これを構造的暴力と呼ぶわけです。構造的暴力という言い方は、確かに新しい視野を開くもので、これは非常によく使われて、いまでは社会科学における共有財産になっていると思います。

ガルトゥングは一九八〇年代末から、直接的暴力、構造的暴力に加えて、文化的暴力という言い出しをしました。最近のガルトゥングは直接的暴力、構造的暴力、文化的暴力という三つの暴力があると言っています。文化的暴力とは一体何を指しているのか。これは一番わかりにくいですが、文化的暴力とは暴力を正当化するような思想、文化、イデオロギーだと言っているのです。したがって、いまのガルトゥングの理論では、平和は三つの側面——直接的平和、構造的平和、文化的平和——から考えることができるということになります。それぞれの暴力がない状態が平和である、私たちは三つの平和すべてをめざしているということなのです。

日本国憲法を読むと、ガルトゥングが言っていた構造的暴力を克服するというのは、まさに前文の第二段落に書いてあるのです。ガ

ルトゥング自身が、日本国憲法の前文を読んで、これは私の言うとおりだと日本の講演で言っています。

ガルトゥングは本当にブリリアントでシャープな人です。九・一一も自分の理論で全部説明できるのです。九・一一で攻撃されたのはニューヨークの世界貿易センターとワシントンのペンタゴン、国防総省です。世界貿易センターは構造的暴力の象徴で、ペンタゴンは直接的暴力の象徴だとガルトゥングは言います。あのテロでは構造的暴力の象徴と直接的暴力の象徴が襲われたのだと。それはアメリカが世界に対して——とりわけ南の世界に対して——はなはだしい暴力を行使するからだという話になるわけです。ガルトゥングは自分自身の理論と関連づけて九・一一をとらえましたが、確かにそういう面があると思います。

日本国憲法の平和主義に戻りますと、九条が直接的暴力の克服で、前文が構造的暴力の克服だと思います。両方を克服しようとしているわけです。ですから、私は「非暴力平和主義」と呼びたいと思います。日本国憲法の平和主義はよく「無軍備平和主義」とか「非武装平和主義」という言い方がされますが、もう少し広いのではないか。直接的暴力だけではなくて、前文の第二段落が言っているような構造的暴力の克服も日本国憲法に含まれていると思います。日本国憲法の平和主義は、ガルトゥング的な意味で構造的暴力の克服も含めて「非暴力平和主義」なのではないでしょうか。

きょうは日本国憲法二四条の話をあまりできませんが、私は憲法二四条と九条をセットで見ると考えるべきだと考えています。前文と九条を

セットで見、かつ九条と二四条もセットで見ると、二四条が否定するものは家父長制です。二四条とは家族圏における男性支配の否定です。ガルトウングの言葉で言うと、家父長制というのは文化的暴力だと思えます。きょうの資料の中に二四条についても入っていますので、ぜひご覧ください。

ロールズの『正義論』のところで一つ言い忘れたことがあります。ロールズの『正義論』は基本的に国内社会の議論をしていたわけですが、国際社会にロールズの正義論を拡大する理論がありません。ジョン・ロールズの『正義論』は一九七一年に出ました。ロールズは晩年には国際社会について少し触れるようになりましたが、彼の『正義論』はあくまでも国内社会の正義論です。いまプリンストン大学にいるチャールズ・ベイツという政治学者が一九七〇年代末に本を書いていて、彼がロールズの正義論を国際社会に拡大適用しました。この本は筑波大学の先生だった進藤栄一さんが『国際秩序と正義』という題名で岩波書店から翻訳を出しています。ロールズ正義論の格差原理から、もつとも恵まれない人たちの地位が改善されるような制度がつけられるべきだという主張が出てきますが、これは国内社会では生存権のような社会権の保障の問題になります。これを国際社会に拡大適用するかどうか。先進国から途上国への開発援助は地球規模の社会権だということになります。開発援助は北から南に対する恩恵ではなくて、南の権利であり、北の義務だということになる。ロールズ正義論を地球社会に拡大適用する議論は、いま非常に盛んに行なわれているところです。

きょうの私の具体的なテーマとして「人道的危機への非暴力的介入」という題名を挙げましたので、その問題について触れます。

寺島さんがおっしゃったように、一九九〇年代の国際社会の問題として、旧ユーゴスラビアにおける内戦、ルワンダの内戦、虐殺、ソマリアや東ティモールの問題など、南の世界においてはなほだしい人権侵害やジェノサイド的な状況がありました。それに対して国際社会はどうするのかということが問われました。それはまさに地球的正義論の問題になってきます。そして、人権侵害やジェノサイドをとめるために、武力行使が必要だという議論が出てきました。例えば、ルワンダの場合、国連の関与が遅く、不十分で、虐殺を許してしまつたという痛恨の念があるし、ユーゴスラビアも国連PKOがかかわつたりもしたが、最後の段階ではコソボにおけるジェノサイド的な状況があつた。それをとめるためにNATOがユーゴスラビアを空爆した。これは人道的介入だと正当化されました。あるいは、東ティモールが独立するときにはやはり虐殺のような状況が起きて、それに対してどうするかという議論になり、オーストラリアがそこに介入していった。はなはだしい人権侵害が起こっているとき、あるいはジェノサイドの状況に対して、どうするのかという問題提起がなされてきた。人権侵害をとめるために武力行使は必要ではないかという議論が起きたわけです。「人道的介入」という問題が一九九〇年代に大きなテーマとして浮上してきたと思います。

冷戦期には、さまざまな紛争を米ソ核戦争にエスカレートさせてはいけないというのがまず至上命令としてありました。が、冷戦期

においても、アメリカもソ連も途上国に介入していました。特にアメリカはラテン・アメリカに徹底的に介入しました。だから、冷戦期に介入がなかったということではなく、介入は一貫してあつたわけですが、一九九〇年代には冷戦とはまったく別に、諸地域の問題が出てきた。それに対してどうするかという議論がなされてきたわけです。介入と言ってもいろいろなレベルがありますが、最終的には軍事介入の議論になっていくわけです。これはまさに地球的正義論の問題だと思えます。介入する権利や義務があるのだという議論がなされる。場合によっては、最終的には実力を伴う介入が義務だとか権利だという議論がなされるわけです。これをどう考えたらいいだろうかというのは大問題だと思えます。それは日本国憲法「改正」論にとつてもたぶん大問題だと思えます。

それについては、きょうの資料の最初に「人道的介入と日本国憲法」という拙稿があります（全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』日本評論社、二〇〇五年、一四五―一四九頁）。この問題について私なりにまとめたものです。キリスト教正戦論が関係してきますので、シーゲルさんの論文も引用しています。

国際法的に言うとき、人道的介入の合法性は疑わしいです。見解が分かれています。国連憲章上には人道的介入というものはありません。それは国連憲章では根拠づけられません。国連憲章の二条四項で武力行使は禁止されています。例外として正当化されるのが安保理の軍事行動と安保理が活動するまでの間の自衛権の行使です。国連憲章はそういう構造を持っていて、基本的に加盟国の武力行使は

全部駄目だと言っています。平和に対する脅威が生じたら、安保理が認定して、安保理が行動する。安保理が間に合わないときは、五一条で暫定的な措置として自衛権の行使も認める。ところが、五一条の自衛権を根拠にする武力行使がよくなされたのが国連の現実だったといえます。例えば、九・一一後のアメリカのアフガニスタン攻撃もイラク攻撃も、アメリカは自衛権行使として正当化しています。

それに対して、特に一九九〇年代のコソボ紛争の後、人道的介入が認められるべきではないかという議論が出てきました。国際法学者の間で、人道的介入は合法だという学説もありますが、合法というところでコンセンサスがあるほど意見は固まっていません。国際法学者の世界では、人道的介入は認められない、NATOのユーゴ空爆は国際法上違法であるという意見のほうが強いと思います。

しかし、コソボ紛争以降、これでは困るから、人道的介入について何らかの根拠づけをしてほしいというのが国連の意見で、介入と国家主権に関する国際委員会が二〇〇〇年にできました。これはカナダ政府がイニシアチブをとって、カナダ政府がお金を出してつくった委員会です。この委員会は一年間の討議の後、二〇〇一年一二月に“The Responsibility to Protect（保護責任）”という題名の報告書を出しました。この報告書が、いまの国際社会において、人道的介入に関する最も熟慮された標準的な見解だと思えます。

この報告書の内容は次のように要約できます。すなわち、国家には住民を保護する責任がある。国家がその保護する責任を果たせ

なくなつたら、国際社会が介入する。基本的に内政不干渉という原則があるが、国家が保護責任を果たせなくなつたら、介入がそれに優位する。国家が住民の生命を保護できなくなつたら、国際社会が入つていかなければいけない。保護する責任には予防責任、対応責任、再建責任という三つの側面がある。紛争を予防する、あるいは人命に対する危機を予防する責任が一番大きい。それを果たしてもなお駄目ならば、緊急事態に対応する責任がある。対応責任は最終的には軍事介入もあり得る。さらに軍事介入した場合には再建する責任がある。こういうものです。

私は軍事介入の責任や権限があるとは思いませんが、順序として予防責任がまず大事だというのはそのとおりだと思います。問題は、予防責任を本気で果たす気があるかどうかということです。この報告書は、最終的に軍事介入もあり得ると認めています。どういう場合に軍事介入があり得るかと言うと、昔からキリスト教正戦論が議論してきた六つの要件というものがありませんが、それをそつくり挙げています。これは昔から同じで、正当な理由、正当な動機、最後の手段、手段の均衡性、成功の見込み、正当な権威という六つが正しい戦争の基準です。人道的介入もこれら六つの基準を満たせば正当化されるということになります。そして報告書は、軍事介入は安保理がやるべきだ、安保理が承認しなければいけない、ただ、安保理が行動できない場合、加盟国が単独で行動することはとめられない、と言っています。そうなつたら、国連の権威は丸つぶれだから、安保理はしつかりしろという話です。

この報告書の影響は大きいです。アナン国連事務総長は基本的にこの線で考えています。人道的介入の問題については、この報告書の内容が国連の考えだといえると思います。国連改革がいま問題になっていて、三月二一日にアナン事務総長の提案書が出ました。日本では、国連改革のアナン提案がきちんと報道されていなくて、安保理常任理事国入りだけが問題になっていますが、アナン提案は非常に包括的なもので、いまの国連をどのように改革すべきかについてかなりいろいろなことを言っています。その中で、人道的介入の基準についてもこの報告書に基づく提案をしています。

ついでに申し上げますと、アナン提案の中心は南北問題です。世界の問題の中で、一番大きいのはやはり開発です。そして、最後に組織改革として安保理の拡大というテーマが入ってきます。制度改革に関してアナン提案が言っているのは、信託統治理事会の廃止、敵国条項の廃止、人権理事会の設置です。国連創設六〇周年を迎えて、もう役割を終えたと思われる信託統治理事会を廃止し、敵国条項はもう現实的でないから廃止し、人権委員会を理事会にするという提案をしています。安全保障理事会、経済社会理事会、そして人権理事会と、理事会としては三つ目です。アナン提案の中には国名が入っていませんが、安保理の常任理事国をいまの五カ国に六つ足すという提案が入っているわけです。

話をもとに戻します。この『保護責任』報告書について、どう考えたらよいでしょうか。まず第一に、人道的介入というのは常に北から南に向かつていきます。保護責任ということを使うのは特に

問題はないかもしれませんが。問題なのは、ある国家が保護責任を果たせなくなるのはなぜかということです。保護責任を果たせなくなる国家というのは、いわゆる破綻国家です。なぜそうなるのかというところに一番の問題があります。一部の国家が保護責任を果たせなくなるような国際秩序をどうするかというのが根源的な問題だと思います。武力介入するかどうかではなくて、すべての国家が保護責任を果たせるような国際秩序をつくれるかどうか、まず大きなテーマだと思います。それは軍事問題ではなくて、開発問題になつてくると思います。この問題にはこの報告書はあまり敏感ではないのです。

第二に、予防責任が大事だというのはそのとおりですが、言葉だけでなく、本気で実行せよということです。国連の政策、あるいは各国政府の政策において、紛争予防にどれくらい重点を置いているか、紛争予防のためにどれくらいの予算をあてているか、それが問われます。

第三に、報告書はキリスト教に由来する正戦論で人道的介入の根拠づけをし、六つの基準で人道的介入を制約しようとするのですが、これが機能するかどうか、私にはわかりません。絶対平和主義の立場からすれば、軍事介入は認め難いです。

予防責任を果たすにあたって、私はNGOの役割が大きいと思います。各国政府の政策も国連の政策も重要ですが、紛争の悪化を防ぎ、はなはだしい人権侵害を防ぐために、一番有効なのはNGOの活動だと思います。いろいろな種類のNGOが活動しています。ま

ず、アムネスティ・インターナショナルや Human Rights Watch のような人権侵害を監視するNGOがあります。アムネスティ・インターナショナルや Human Rights Watch は毎年、世界の人権状況に関する報告書を出していて、どこでどういう人権侵害が起きているか、絶えず国際社会に発信しています。こういう監視型のNGOの活動は、予防責任を果たすという意味で重要だと思います。

それから、国境なき医師団や世界の医師団というような、紛争地で緊急医療援助をするNGOの活動もあります。あるいは、日本国際ボランティアセンターやピースウィンズ・ジャパンのような、紛争地に緊急人道援助をするNGOがあります。あるいは、中村哲さんのやっているペシャワール会のような、難民を支援するNGOもあります。

私自身がかかわっているものとして、非暴力的介入のNGOがあります。これは、紛争地からの依頼によつて、紛争地に非武装の多国籍の市民チームを派遣するNGOです。派遣されるメンバーは事前に十分なトレーニングを受けます。紛争地に入つていった外国人のチームメンバーは、武器を使わずに現地の人権活動家や弁護士、ボデイガードをしたりします。多くの紛争地において、武装集団は自国民に対しては殺害を躊躇しませんが、外国人に対しては抑制があります。外国人を殺してしまうと、それが外交問題、国際問題に発展するおそれがあるからです。外国人のボデイガードは有効なのです。紛争地に入つていく外国人のチームはいわば「国際社会の目」であり、彼らがそこにいることは「国際社会が見ているぞ」と

いうメッセージであるといえます。このように、紛争地において外国人の存在が抑止力になるというのが非暴力的介入のNGO活動の基礎です。軍隊の抑止力ではなく、国際社会の目という抑止力に基づくわけです。この種類のNGOは一九八〇年代から世界で活動してきました。

非暴力的介入のNGOとして一番有名なのは、一九八一年に設立された国際平和旅団 (Peace Brigades International, PBI) というNGOです。PBIは二〇〇一年にノーベル平和賞にノミネートされています。私がかかわっているのは、非暴力平和隊 (Nonviolent Peaceforce, NP) というNGOで、これはPBIの影響を受けて二〇〇二年に設立されたPBIの妹というべきものです。PBIは過去二〇数年間、グアテマラ、ハイチ、エクアドル、コロンビア、スリランカなどにチームを派遣して、一定の成果を挙げてきました。非暴力平和隊は、二〇〇三年からスリランカにチームを派遣しています。現在、世界各国から来た約三〇名のメンバーがスリランカ各地に入っていて、暴力を抑止するための活動をしています。

非暴力平和隊の活動を紹介しますので、ここでちょっとご覧ください。

〈ビデオ鑑賞〉

以上、まとまりがない散漫な話になってしまつて恐縮です。ご静聴どうもありがとうございました。

(終了)